

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正（案）について

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号）の一部施行に伴い、マイクロチップを装着する者、獣医師が発行するマイクロチップ装着証明書の記載事項及び様式、情報登録の申請事項及び様式並びに狂犬病予防法の特例で市町村長に通知される事項等を、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に定めるもの。

2. 改正案の概要

(1) マイクロチップの装着

1. マイクロチップを装着する者は、次の①②のいずれかに該当する者とする。
 - ① 獣医師法の免許を取得している者であること。
 - ② 愛玩動物看護師法の免許を取得している者であること。
2. マイクロチップの適合基準は国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。
3. マイクロチップを装着することができないやむを得ない事由は、次の①②に掲げるものとする。ただし、②に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着することとする。
 - ① 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき。
 - ② 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき。

(2) マイクロチップ装着証明書

1. マイクロチップ装着証明書に記載する事項は、次の①から⑩に掲げるものとする。
 - ① 犬又は猫の名
 - ② 犬又は猫の別
 - ③ 犬又は猫の品種
 - ④ 犬又は猫の毛色
 - ⑤ 犬又は猫の生年月日
 - ⑥ 犬又は猫の性別
 - ⑦ ①から⑥のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - ⑧ マイクロチップの装着日
 - ⑨ マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあつては獣医療法施行規則第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
 - ⑩ マイクロチップを装着した施設の電話番号
 - ⑪ マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあつては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあつては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。3. において同じ。）の氏名
2. マイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。

3. 犬又は猫の所有者は、登録前においてはマイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼をして、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。
4. マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

(3) 取外しの禁止

1. マイクロチップを取り外してはならない例外措置を犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときとする。

(4) 登録等

1. 登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。
2. 登録申請書に記載する事項は次の①から⑯に掲げるものとする。
 - ① 申請日
 - ② 個人又は法人の別
 - ③ 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
 - ④ 犬又は猫の名
 - ⑤ 犬又は猫の別
 - ⑥ 犬又は猫の品種
 - ⑦ 犬又は猫の毛色
 - ⑧ 犬又は猫の生年月日
 - ⑨ 犬又は猫の性別
 - ⑩ ④から⑨のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - ⑪ 狂犬病予防法に基づく登録年月日及び登録番号
 - ⑫ 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
 - ⑬ 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
 - ⑭ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
 - ⑮ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
 - ⑯ 親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号
3. 登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。
4. 登録証明書に記載される事項は、次の①から⑦に掲げるものとする。
 - ① 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
 - ② 登録日
 - ③ 登録事項の変更に関する届出、変更登録又は死亡等の届出に必要な暗証記号
 - ④ 犬又は猫の別
 - ⑤ 犬又は猫の品種
 - ⑥ 犬又は猫の毛色
 - ⑦ 犬又は猫の生年月日

⑧ 犬又は猫の性別

5. 登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。
6. 登録に係る記録の保管期間は、四十年とする。
7. 登録事項の変更届出に記載する事項は、次の①から⑥に掲げるものとする。
 - ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地
 - ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 - ③ 犬又は猫の名
 - ④ 犬又は猫の毛色
 - ⑤ ③と④のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
 - ⑥ マイクロチップの識別番号
 - ⑦ 登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）
8. 登録事項の変更の届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

(5) 変更登録

1. 変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(6) 狂犬病予防法の特例

1. 狂犬病予防法の特例により、登録又は変更登録の申請が環境大臣（指定登録機関）にされた場合に、指定登録機関から市町村長（区長を含む。以下、同じ。）に市町村長の求めにより通知される事項は、次の①から⑭に掲げるものとする。
 - ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
 - ② 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
 - ③ 登録又は変更登録日
 - ④ 個人又は法人の別
 - ⑤ 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
 - ⑥ 登録又は変更登録を受けた犬の名
 - ⑦ 登録又は変更登録を受けた犬の品種
 - ⑧ 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
 - ⑨ 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
 - ⑩ 登録又は変更登録を受けた犬の性別
 - ⑪ ⑥から⑩のほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項
 - ⑫ 登録の場合にあっては、狂犬病予防法に基づく登録年月日及び登録番号
 - ⑬ 変更登録の場合にあっては、狂犬病予防法に基づく登録年度及び登録番号
 - ⑭ 変更登録の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）
2. 狂犬病予防法の特例により、登録事項の変更の届出及び死亡等の届出が環境大臣（指定登録機関）にされた場合に、指定登録機関から市町村長（区長を含む。以下、同じ。）に市町村長の求めにより通知される事項は、次の①から⑤に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ③ 登録事項の変更の場合にあっては、狂犬病予防法に基づく登録年度及び登録番号
- ④ 犬が死亡した場合にあっては、狂犬病予防法に基づく登録年度、登録番号及び犬の死亡の年月日
- ⑤ 登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

(7) 死亡等の届出

1. 死亡等の届出を届け出る場合は、次に掲げるものとする。
 - ① 犬又は猫が死亡したとき。
 - ② 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。
2. 死亡等の届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。
3. 動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、死亡等の届出を行うことができる。
4. 死亡等の届出は、登録事項の変更の届出とみなす。

(8) 情報の提供

1. 環境大臣（指定登録機関）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、犬及び猫の引取り、返還及び譲渡しに関する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。
2. 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(9) 申請書及び届出書の提出部数

1. 登録申請書、再交付申請書、登録事項の変更届出、変更登録の申請書及び死亡等の届出については正本のみの提出とする。

(10) 犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録

1. マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

(11) その他

1. この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。
2. 改正動物愛護管理法施行日前にマイクロチップが装着された犬又は猫の登録に関して、改正動物愛護管理法の登録の規定の例による。